

第16回 府中市農業委員会総会議事録

- 1 開 会 令和3年10月25日(月)午後1時50分
閉 会 令和3年10月25日(月)午後2時19分
場 所 市役所北庁舎3階第1会議室

2 会議録署名委員

- 10番 大室正行 委員 13番 澤井 正 委員
12番 市川耕作 委員(会長)

3 出席委員

- | | |
|-------------|--------------|
| 1番 筒井敏彦 委員 | 2番 松村昌治 委員 |
| 4番 菊池伸明 委員 | 6番 石川孝治 委員 |
| 7番 平田佳子 委員 | 8番 住崎岩衛 委員 |
| 9番 小林 茂 委員 | 10番 大室正行 委員 |
| 12番 市川耕作 委員 | 13番 澤井 正 委員 |
| 14番 伊藤久夫 委員 | 15番 千金楽千詠 委員 |
| 17番 志水清隆 委員 | 18番 榎本重雄 委員 |

4 出席を要さない委員

- | | |
|-------------|--------------|
| 3番 堀江甚貴 委員 | 5番 高木一郎 委員 |
| 11番 小牧直子 委員 | 16番 岡田正宏 委員 |
| 19番 石坂成雄 委員 | 20番 戸井田昭次 委員 |

6 議 長

- 12番 市川耕作 委員(会長)

7 事務局(説明員)

高野和夫局長 佐伯洋子事務職員 榎澤有一事務職員 林光夫事務職員

議 事 日 程

- 1 会期の決定について
- 2 会議録署名委員指名について
- 3 第1号議題 報告 農地の転用のための権利移動届出について
(農地法第5条関係)
- 4 第2号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 5 その他
 - (1) 生産緑地地区の制限解除について
 - (2) 10月度活動報告について
 - (3) 次回の総会開催日
 - (4) その他

なお、本件は本年6月に譲渡人が建売住宅を目的として所有権を取得したものです。現在の社会情勢により、自ら事業を遂行することができなくなったとのことで、再度の転用となったものです。

第2項、譲受人は新宿区西新宿〇の〇〇の〇、〇〇〇〇〇株式会社、代表取締役、〇〇〇〇、譲渡人は若松町〇の〇〇の〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は、若松町〇の〇〇の〇、1, 487平方メートルで所有権の移転でございます。届出書が到達した日は、令和3年10月15日、転用の目的は建売住宅12棟となっています。

4ページの案内図は当該地を示しております。以上の第1項、第2項の現地確認は大室委員さんをお願いしています。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第1号議題、報告、農地の転用のための権利移動届出について、農地法第5条関係。

第1項、第2項の現地の確認は大室委員さんをお願いしています。以上、よろしくお願ひします。

○議長（市川委員） 第1項、第2項、大室委員さん如何ですか。

○委員（大室委員） はい、10月21日に現地の確認に行きました。いずれもすぐに工事に入れる状況でした。問題ありません。

○議長（市川委員） はい、他にご意見ございますか。（「異議なし」の声）

ご意見等ないようですので、第1項、第2項の報告を了承することといたします。

次に、「第2号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題とします。証明願の件数は8件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

第2号議題の説明文

第2号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

第1項、次の者が平成30年10月25日から令和3年9月30日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、白糸台〇の〇〇の〇、〇〇〇、土地の所在は、多磨町〇の〇〇の〇、〇〇の〇、白糸台〇の〇〇の〇、〇、〇〇の〇の一部の合計5筆、畑、2, 728.99平方メートル。

第2項、次の者が平成30年10月9日から令和3年10月3日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、若松町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は、若松町〇の〇の〇〇、〇〇の〇の合計2筆、畑、1, 111平方メートル。

第3項、次の者が平成30年10月18日から令和3年10月4日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、四谷○の○○の○、○○○、土地の所在は、四谷○の○○の○、○○の○から○、○○の○から○○、○○の○から○の合計18筆、田と畑を合わせて6,067平方メートル。

2ページに移りまして、第4項、次の者が平成30年12月9日から令和3年10月4日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、国立市谷保○○○○、○○○○、土地の所在は、四谷○の○○の○、○○の○○の合計2筆、田、1,857.79平方メートル。

第5項、次の者が平成30年11月8日から令和3年10月10日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、四谷○の○○の○、○○○○、土地の所在は、西原町○の○の○、○の○、四谷○の○○の○、○○の○、○、○、○○、○の○○の○、西府町○の○○の○の合計9筆、畑、4,208.96平方メートル。

第6項、次の者が平成30年10月5日から令和3年10月11日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、四谷○の○の○○、○○○○、土地の所在は、四谷○の○○の○、○、○、○、○○の○他6筆の合計11筆、畑、1,449.90平方メートル。

3ページに移りまして、第7項、次の者が平成30年11月15日から令和3年10月14日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、四谷○の○○の○、○○○○○、土地の所在は、四谷○の○○の○、○、○、○、○、○、○○の○○、○○、○○の一部の合計9筆、畑、2,869.11平方メートル。

第8項、次の者が令和2年4月7日から令和3年10月11日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、白糸台○の○○の○、○○○○、土地の所在は、白糸台○の○の○、畑、538.83平方メートル。

4から7ページは○○○氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、各種植木を生産しています。

8、9ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は石坂委員さんをお願いしています。

10から12ページは○○○○氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、野菜、切花を生産しています。

13ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は大室委員さんをお願いしています。

14から16ページは〇〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、野菜、花を生産しています。

17ページの案内図は当該地を示しております。

18から20ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、お米を生産しています。

21ページの案内図は当該地を示しております。

22から25ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、お米、各種野菜、栗等を生産しています。

26から28ページの案内図は当該地を示しております。

29から31ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、各種野菜を生産しています。

32ページの案内図は当該地を示しております。

33から37ページは〇〇〇〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、各種野菜を生産しています。

38ページの案内図は当該地を示しております。以上の第3項から第7項の現地の確認は市川会長さんをお願いしています。

39から41ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、枝豆等野菜を生産しています。

42ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は戸井田委員さんをお願いしています。

○事務局（樫澤事務職員） はい、会長、第2号議題、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

第1項の現地の確認は石坂委員さんをお願いしていましたが、委員さんは本日出席しておりませんので、現地確認の結果を事前に連絡をいただいております。「10月10日に現地確認に行きました。3箇所とも植木の圃場となっています。下草の管理は適正になされていました。」とのことでございます。

第2項の現地の確認は大室委員さんをお願いしています。

第3項から第7項の現地の確認は市川会長さんをお願いしています。

第8項の現地の確認は戸井田委員さんをお願いしていましたが、委員さんは本日出席しておりませんので、現地確認の結果を事前に連絡をいただいております。「10

月14日に現地確認に行きました。当該地には梅等果樹類が植えてあるほか、野菜が栽培され、管理されていました。」とのことでございます。以上、よろしく申し上げます。

○議長（市川委員） はい、第1項は事務局から報告があったとおりです。

第2項、大室委員さん如何ですか。

○委員（大室委員） はい、現地の確認を10月9日に行きました。いろいろな野菜が栽培され、肥培管理も良好でした。問題ありません。

○議長（市川委員） はい、第3項から第7項は私が行きましたので報告します。

第3項は案内図のエル字型の縦の部分は各種野菜が植えてあり、下の横の部分は水田で稲を刈り取ったあとになっていました。上の方の飛び出た部分は柿とか果物類が植えてありました。

次の第4項の北側部分は里芋等が植えてありました。南側は水田で刈り取った稲が干してありました。

第5項、26ページの北側の当該地は野菜の植え付け中で、南の当該地はサツマイモが植えてありました。27ページの当該地の左側はハウスで野菜を栽培しています。右側は水田になっていて稲が刈り取った後になっていました。28ページの当該地は栗や柑橘類が植えてあります。

第6項の当該地の右側と左側の上の方は各種野菜を栽培していました。左側の下の部分はハウスがあり冬を越す野菜が栽培されていました。

第7項の当該地は私の畑と田んぼの隣で毎日のように見えていまして、各種野菜が栽培されております。第3項から第7項のいずれも農地として問題はございません。

第8項は先ほど事務局から報告があったとおりです。

他に、ご意見等ございますか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第1項から第8項は証明することといたします。

○議長（市川委員） 次に、5「その他」に入ります。

その他の資料につきましても、事前にお配りしている資料はお読みいただいていると思いますので、説明は省略し、質問等があればお願いいたします。

まず、資料の1番、(1)「生産緑地地区の制限解除について」ですが何かありますか。買取申出者は〇〇〇〇〇さん、〇〇さんです。(…)

○議長（市川委員） 特にありませんか。なければ、資料の2番(2)「10月度活動報告について」ですが、何かありますか。(…)

○議長（市川委員） 特にないようですので、(3)の「次回の総会開催日」ですが、次回は11月24日、水曜日、午後2時から第1会議室で開催しますので、ご出席を

お願いします。

次に（４）その他ですが、委員さんからありますか。

○委員（住崎委員） はい、２３日の新聞に国が１３８億をかけて整備した農地システムが公開できるようになっているが、２割程度の市町村しか使用していないので、会計検査院が農林水産省に何か対策を考えるように指摘したとの記事がありました。一つの要因としてデータが最新ではないことがあるようですが、府中市ではどうなっていますか。

○事務局（樫澤事務職員） はい、それは農地台帳システムのことだと思いますが、府中市でも整備しています。しかし、市街化区域では公開することで、土地所有者に不動産関係者などからの営業が活発になるなどの恐れが予想されることから、非公開としていることから、なおさら使用率が低いと思われます。それでも年に１回は資産税課などの情報を反映し、データの更新をしています。

○委員（菊池委員） はい、確かその記事は道県の６００いくつかの市町村が対象で、いわゆる大都市である都と府は入っていなかったと思います。

○議長（市川委員） はい、他にありますか。それでは事務局から何かありますか。

○事務局（高野事務局長） はい、今年度の委員さん方の視察研修ですが、前年度は新型コロナウイルス感染拡大に伴い取り止めとしましたが、今年度はどうでしょうか。

事務局としましては、現在、感染者数が減少してきているとはいえ、府中市農業委員会として視察等を実施し、もし感染者が出た場合は大変なことになると思われることから、今年度も見送りにするのが良いと考えております。

（全委員から「今年度も見送りで良い」の声）

○議長（市川委員） それでは、視察研修は今年度も見送りとします。他にありますか。

○事務局（佐伯事務職員） はい、皆さんの机に配付させていただいている「農業委員会推進フォーラム出欠表」についてですが、昨年はコロナの関係で中止となりましたが、本年は農業委員会制度発足７０年を迎える記念を兼ねて昭島市市民会館で開催されることになりました。

つきましては、当日は現地集合、解散となりますが、できるだけ出席くださるようお願いします。出欠のご連絡は、電話かこの用紙をファックスしてくださるよう併せてお願いします。なお、本日の総会終了後に申出ていただいても結構です。

もう一点、農地パトロールの結果を皆さんから出していただきました。整理し、資産税課に持っていきます。ありがとうございました。

○議長（市川委員） はい、他にありますか。（…）

それでは、本日の議題は全て終了となりますので、「第16回府中市農業委員会総会」を閉会とさせていただきます。

また、感染者は減少傾向とは言え、どうなるかわかりませんので、来年3月までは今まで同様、農業経営部会の委員さんと土地利用部会の委員さんが交代でご出席いただくようにしたいと思います。4月からは、従来通り全員参加の総会を開催できるように願っています。本日はありがとうございました。

午後2時19分閉会